

団体交渉の日程決定!

申18号

「保線部門における
メンテナンス体制の最適化」
に関する第二次申し入れ

2020年6月30日(火)
10時00分より

団体交渉に向けて
職場からたたかいて
作りだそう!



2.4ヶ月分+5,000円を回答

本部申32号・2020年度夏季手当に関する申し入れ

中央本部は6月10日、申32号・2020年度夏季手当に関する申し入れの第3回目の団体交渉に臨みました。

経営側は、基準額は基準内賃金の2.4ヶ月分に5,000円を加えた額とするとの回答を行うとともに、エルダー社員・グリーンスタッフの精勤手当に5,000円の加算を行うとしました。

一方で東日本ユニオンが要求していた55歳以上の社員への加算や、営業係、輸送係、乗務係への加算については支給の考えはないと回答しました。

昨年度夏季手当の2.91ヶ月と比較して約17%減となる低額回答であることや、要求との乖離から交渉団は席上妥結せず、持ち帰り検討としました。

中央本部は妥結の可否や再申し入れを行うか否かなどの議論を行い、東日本ユニオン組織の力と質を主体的に捉え返し、妥結

する判断に至りました。夏季手当交渉に向けて新潟地本では、悪化した会社業績などコロナ禍によるネガティブ要素の払拭の為に議論や意見交換を繰り返し、感染予防対策を行いながらの職場集會開催や、仲間の想いに立っての徹底行動を行い中央本部へ届けるなど、各分会、支部でたたかいて創り出してきました。

要求の根拠を議論しあうことで、満額回答実現だけでなく、コロナ禍の状況下で苦悩し、問題を抱えながら奮闘している仲間の想いを系統をこえて共有し、想いを馳せ、力を結集することもできました。夏季手当の総括を通してさらなる組織強化・拡大をめざし、労働条件の向上にむけて取り組みを創り出しましょう。

申17号団体交渉を終える 労働条件に関する回答について 取りのまないように明文化を求める

新潟地本は6月4日、申17号・2020年3月ダイヤ改正における要員算出根拠及び労働時間配置に関する緊急申し入れの団体交渉を行いました。

ダイヤ改正における要員算出の根拠や労働時間配置に関して今までは異なる考え方や方法を支社側が回答してきたことに対し、現場第一線で働く社員の労働条件に深く関わる問題であることから申し入れを行っていたものです。

波動要員は人工ベースではなく「波動1」365でカウントしているとする、これまでにない考え方が申13号の団体交渉において回答されたことから、次期ダイヤ改正においても運転士、車掌ともに波動要員(臨時標準数は人工ベース(1人当たり231)で算出するよう求めました。

人工ベース2331であり、これまでと変わらないと回答した支社側に対しと説明する支社側に対し

論で365と回答されたために申し入れたと説明し、本場に365で良いかと交渉で何度も確認していると指摘しました。支社側は、例えば365であれば確実に要員1となるという意味であり、大変申し訳無いとしました。



◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

コロナ禍の中にあっても 運動を前進させよう!

新潟地方本部第8回臨時大会
当面する取り組みなどを確認!

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆
◆ ◆ ◆